



### 中国会計税務実務

### 2020年第31号

#### 今回のテーマ：移転価格税制における関連者間取引と同期文書について

新型コロナウイルスの影響からの早期の脱出と経済の安定化を図るため、財税部門は減税に関する様々な優遇政策を発表している。こうした優遇政策の一方で、税収の確保については落ち込みが目立つようになっている。今後、税務局は税務調査について、より重要性の高い案件に焦点を絞って調査するものと考えられる。たとえば、対外送金に関わりの深い移転価格等は税務調査の標的になりやすい。今号では関連者間取引の際に把握すべき税務上のポイントについて簡単に説明する。

#### 主な内容：

関連関係	<p>企業とその他の企業、組織あるいは個人との間に以下のいずれかの関係がある場合、関連関係があるものとする。</p> <p>(一) 一方が直接または間接に他方の持分総額の 25%以上を保有する場合。双方が直接または間接に同一の第三者により持分の 25%以上を保有される場合。</p> <p>(二) 双方に持分保有関係があるあるいは同一の第三者に持分を保有されており、持分比率は本条第(一)項の規定に満たないが、双方の間の貸借資金総額がいずれか一方の払込資本金の 50%以上を占める場合、あるいは一方の貸借資金総額の 10%以上について他方の保証を受けている場合(独立の金融機関との間の貸借あるいは保証を除く)。</p> <p>(三) 双方に持分保有関係があるあるいは同一の第三者に持分を保有されており、持分比率は本条第(一)項の規定に満たないが、一方の生産経営活動が、他方から提供される特許権、非特許技術、商標権、著作権等の権利がなければ、正常に行えない場合。</p> <p>(四) 双方に持分保有関係があるあるいは同一の第三者に持分を保有されており、持分比率は本条第(一)項の規定に満たないが、一方の購買、販売、役務の受入、役務の提供等の経営活動が他方により支配されている場合。</p> <p>(五) 一方の半数以上の董事あるいは半数以上の高級管理者(上場企業の董事会秘書、マネジャー、副マネジャー、財務責任者及び会社の定款に規定されるその他の人員を含む)が他方から任命または派遣される場合、あるいは同時に他方の董事あるいは高級管理者を務める場合、もしくは双方各々の半数以上の董事あるいは半数以上の高級管理者が同一の第三者から任命または派遣される場合。</p> <p>(六) 夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の養育、扶養の関係にある 2名の自然人がそれぞれ双方との間に本条第(一)項から第(五)項のいずれかの関係を有する場合。(七) 双方に実質的なその他の共同利益がある場合。</p>
関連者間取引	<p>関連者間取引には主に以下の取引が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有形資産の使用権あるいは所有権の譲渡</li> <li>・ 金融資産の譲渡</li> <li>・ 無形資産の使用権あるいは所有権の譲渡</li> <li>・ 資金の融通</li> <li>・ 役務取引</li> </ul>
重要な文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関連者間取引報告書 《中華人民共和国企業年度関連者間取引報告書(2016年版)》は計 22 枚である。その内、《報告企業情報》、《中華人民共和国企業年度関連者間取引集計表》と《関連者関係表》は必ず記入する必要がある。これら以外については選択し記入する。</li> <li>✓ 同期資料 同期資料にはマスターファイル、ローカルファイル及び特殊事項ファイルが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスターファイルでは主に、最終持株企業が属する企業グループのグローバルの業務の全体的な状況を開示する。開示情報には組織構成、企業グループの業務、無形資産、融資活動、財務及び税務の状況が含まれる。</li> <li>・ ローカルファイルでは主に、企業の関連者間取引に関する詳細情報を開示する。開示情報には企業の概況、関連関係、関連者間取引、比較分析、移転価格算定方法の選択及び使用が含まれる。</li> <li>・ 特殊事項ファイルには、コストシェアリングの特殊事項ファイル及び過少資本の特殊事項ファイルが含まれる。</li> </ul> </li> <li>✓ 国別報告書 国別報告書では主に、最終持株企業が属する多国籍企業グループにおける全てのメンバー企業のグローバルにおける所得状況、税負担状況及び業務活動の国別分布状況を開示する。</li> </ul>

同期資料準備条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年度における関連者間取引の金額が以下のいずれかの条件に該当する企業は、ローカルファイルを準備しなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有形資産の所有権の譲渡金額（来料加工業務については年度における輸出入の通関価格により計算する）が2億円を超える</li> <li>・ 金融資産の譲渡金額が1億円を超える</li> <li>・ 無形資産の所有権の譲渡金額が1億円を超える</li> <li>・ その他の関連者間取引の金額が合計4,000万円を超える</li> </ul> </li> <li>✓ 以下のいずれかの条件に該当する企業は、マスターファイルを準備しなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度においてクロスボーダーの関連者間取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株企業の属する企業グループがすでにマスターファイルを準備している</li> <li>・ 年度における関連者間取引の総額が10億円を超える</li> </ul> </li> <li>✓ 以下の場合、特殊事項ファイルを準備しなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業がコストシェアリング契約を締結あるいは実行する場合、コストシェアリングの特殊事項ファイルを準備しなければならない</li> <li>・ 企業の関連負債資本比率が基準比率を超え、独立取引の原則に合致することを説明する必要がある場合、過少資本に係る特殊事項ファイルを準備しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適正な帳簿に基づく申告納税を行う居住者企業及び中国国内に機構、場所を設け、かつ実際所得に基づき企業所得税を申告・納付している非居住者企業は、税務機関に年度企業所得税納税申告書を提出する際、関連者との間の取引について関連者間取引申告を行い、『中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表（2016年版）』を添付しなければならない。</li> <li>✓ マスターファイルは企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から12ヵ月以内に準備し、ローカルファイル及び特殊事項ファイルは関連者間取引が発生した年度の翌年6月30日までに準備しなければならない。同期資料は、税務機関の要求があった日から30日以内に提出しなければならない。</li> </ul>

### お見逃しなく：

- 現時点における移転価格政策の見直しを行い、その合理性や実現可能性について再評価を行う必要がある。
- グループの移転価格政策に変更がある場合、中国子会社への影響を適時かつ適切に再評価すると共に、その変更をサポートできるファイルを準備し潜在的なリスクに対応する必要がある。
- 単一機能企業の利益の低下、赤字転落、グループの組織再編、国外関連者への多額の送金については十分に注意する必要がある。
- 同期資料は準備完了日から、10年間保存しなければならない。
- 税務局と十分に相談し、綿密な事前確認を行うことも考えられる。
- 必要に応じ、専門サービス機関の提案や協力を求めることも重要である。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)